

令和5年度（上期分）中小企業販路開拓助成金公募要領

令和5年4月18日制定

この要領は、中小企業販路開拓助成金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に規定するもののほか、令和5年度上期分の中小企業販路開拓助成金の募集について、その特例を下記のとおり定めるものとする。

記

1 対象とする展示会、見本市等

令和5年5月24日（水）以降開催され、令和5年9月30日（土）までに出展が終了する展示会等を本助成金の対象とする。

2 募集期間

令和5年4月18日（火）から 令和5年5月15日（月）17時まで

3 その他

- (1) 助成対象者多数の場合は、助成額を減額する場合がある。ただし、今後成長が期待される分野である「健康・医療」、「航空機・EV」、「環境・エネルギー」分野の展示会については、優先して助成・配分する。
- (2) 助成金の交付は、小規模事業者販路開拓助成金、中小企業海外販路開拓助成金を含め、当該年度において1申請者につき1回限りとする。
なお、集合（対面）型の展示会でオンライン展示会を併設するものについて、双方に出展を行う場合は、どちらか1つの展示会のみ補助対象とする。
- (3) 過去5年間以内に助成交付を受けた同一の展示会、見本市等については、助成対象外とする。また、開催方式を集合（対面）型からオンライン型に切り替えた展示会も同一の展示会とみなす。
- (4) 主催者等の都合で開催期間が延期され、出展が令和6年3月1日（金）以降となった場合は、助成金の交付対象としない。